

第3期スポーツ基本計画 期間前半の進捗状況と課題

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現

アクティビティ

- ① 子供・若者のスポーツ機会の充実、大学スポーツの振興**
- 学校体育に関する教員研修の実施、指導の手引きの作成、授業研究と成果の普及
 - 部活動改革と地域スポーツ環境の一体的整備によるスポーツ機会の確保
 - 大学のスポーツ資源の活用促進や好事例の横展開、デュアルキャリアの推進

- ⑤ 国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進**
- Sport in Lifeコンソーシアムの運営
 - スポーツエールカンパニーの認定
 - 地方公共団体や民間企業等の取組への支援、取組モデルの創出
 - 科学的知見の活用促進等のための総合研究の実施、成果などの蓄積・活用
 - 地域における施設等のスポーツ指導者やプログラム等の見える化(医療・介護との連携)

- ⑧ 障害者スポーツの推進**
- 阻害要因の把握と環境整備に向けたモデルの構築
 - 障害者スポーツ施設の整備や障害者スポーツ指導員等のスタッフの養成・活用
 - 一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツ推進体制の整備、障害者スポーツの理解促進

- ⑩ 身近なスポーツ実施環境の整備**
- スポーツ施設の全体最適化、量と質の充実
 - 総合型地域スポーツクラブの質的充実公認指導者資格等のスポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

初期アウトカム

- 子供の運動時間の増加
- 体育授業の改善
- スポーツ・運動を「好き」だと感じる子供の増加
- 子供の多様なニーズに応じたスポーツ機会の拡大
- 安心・安全な大学スポーツ環境の確立、大学スポーツの価値・認知向上

中期アウトカム

- 子供の運動習慣の形成・体力の向上
- スポーツを続けたい子供・若者の増加

長期アウトカム

- スポーツ参画人口の拡大
- 運動習慣者の割合の増加
- 障害者や女性等のスポーツ実施率の向上
- 多様な人がともに楽しめるユニバーサルスポーツの普及
- スポーツが持つ多様な価値(共生社会の実現への寄与など)の実感

インパクト

多様な主体による
スポーツ参画の
実現

スポーツを通じた
健康長寿社会の
実現

スポーツを通じた
共生社会の
実現

KPI
①

KPI
④

KPI
⑤

KPI
⑥

KPI
②

- 全ての人が日常的にスポーツを実施する機会の増加
- スポーツによる心身の健康増進への意識向上
- 安全かつ効果的なスポーツの実施

KPI
③

- スポーツを通じた健康増進や障害者・女性スポーツの振興に取り組む企業・団体や取組の増加
- 障害者を含む地域のスポーツ施設等の利用者数の増加
- 地域におけるスポーツ環境の量と質の向上

KPI
⑤

- 20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率
- 20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合

KPI
⑥

- 障害者の週1回以上のスポーツ実施率
- 障害者の年1回以上のスポーツ実施率
- 障害者スポーツを体験したことのある者の割合

①

⑤

⑧

⑩

KPI
①

KPI
③

KPI
⑤

KPI
⑥

KPI
②

KPI
④

KPI
③

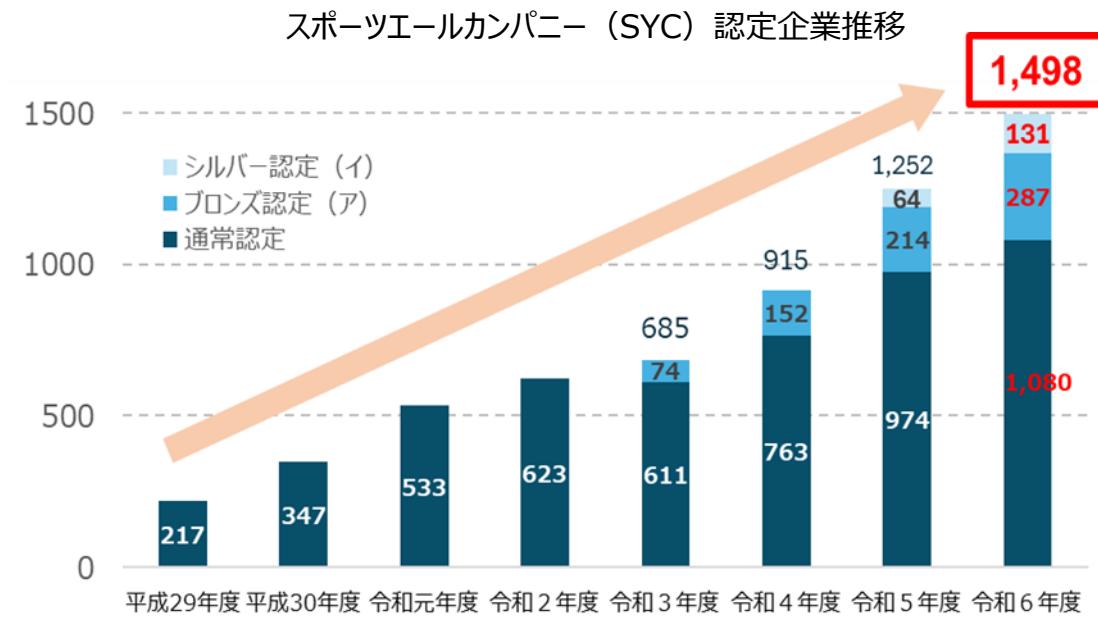
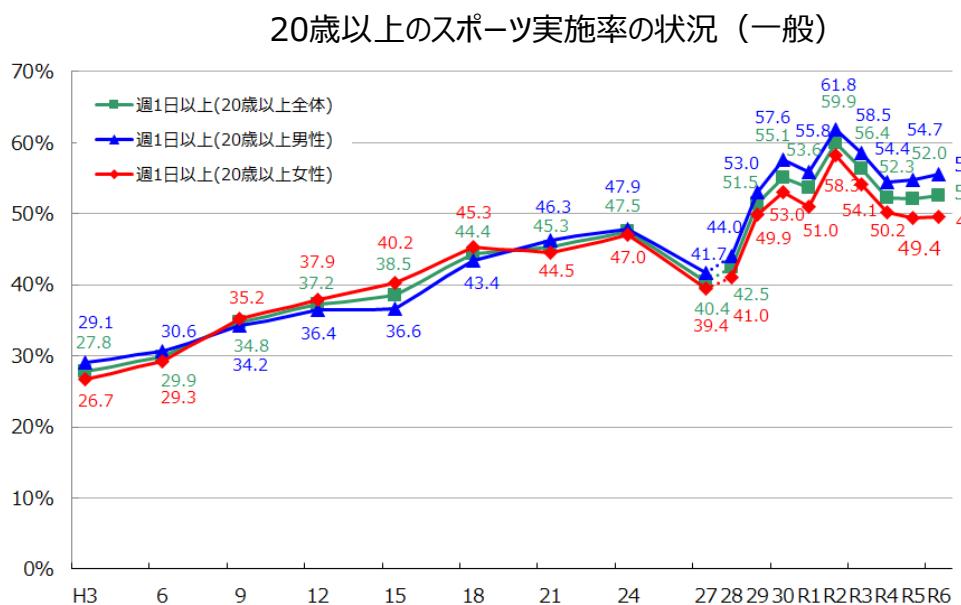
KPI
④

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

指標

指標	計画初年度 R4	R5	R6	目標
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数	2,400団体	3,300団体	4,566団体(2月18日時点)	R5に3,000団体 R8に6,000団体
スポーツエールカンパニー認定団体数	915団体	1,252団体	1,498団体	R8に2,000団体
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	52.3%	52.0%	52.5%	R8 70%
20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合	77.5%	76.2%	77.2%	R8 100%に近づける
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	27.2% (男性 30.1%、女性 24.3%)	27.3% (男性 30.3%、女性 24.4%)	26.9% (男性 30.4%、女性 23.5%)	27.2%より増加

関連グラフ



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。

<出典>「体力・スポーツに関する世論調査」（平成24年度まで）、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年度）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）

通算して5回以上認定を受ける企業には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与。
 (ア) 認定回数5回～6回 : Bronze (ブロンズ)
 (イ) 認定回数7回～9回 : Silver (シルバー)
 (ウ) 認定回数10回以上 : Gold (ゴールド)

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

3年間の取組状況

スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指し、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツの価値を享受できる社会を構築するために、計画期間当初から主に以下の取組を実施してきた。

Sport in Life推進プロジェクト

・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体の取組を表彰する「Sport in Life アワード」や、スポーツ参画人口拡大に寄与する取組モデルの創出を行うほか、従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定している。

調査研究事業

・令和4年度から開始したスポーツ実施率の向上に向けた総合研究では、コンディショニングに関する研究やライフパフォーマンス向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究をはじめ、様々な調査研究に取り組んでいる。
・令和6年度から開始した先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業では、デジタルデバイスを活用して、適切な運動実施の促進につながるよう、個人の心身の状態等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究などを推進している。

運動・スポーツ習慣化促進事業

・地方公共団体において、何らかの制限や配慮が必要な方が、安心・安全かつ効果的に運動・スポーツが実施できる環境を整備し、地域においてより多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化を図るため、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援している。
・地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見る化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成・活用する取組を支援している。

進捗の分析・課題

KPIについて

- ・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は減少傾向にあり、特に働く世代や女性のスポーツ実施率が低いという課題に計画当初から傾向は変わらない。
- ・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は計画当初からほぼ横ばいである。
- ・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体数は4,476団体に拡大（2024年12月29日時点）しており、目標を上回っている。
- ・従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定しており、増加している。

今後の課題について

- ・「Sport in Life」の理念に賛同する加盟団体を増やしながら、「スポーツエールカンパニー」を増やしていくことで量だけでなく、質の向上を図ることが必要である。
- ・健康経営に関心が低い企業の経営者へのアプローチも重要である。
- ・「Sport in Life」コンソーシアムの加盟団体の地域差、業態格差、団体格差などについて、現状分析が必要である。
- ・エールカンパニーの認定を受けるメリットの明確化と、認知度の向上が必要である。
- ・スポーツの実施効果に関する調査研究のみならず、スポーツ実施者を増やす方策やスポーツそのものの推進方策に関する調査研究を行うことに加え、調査結果を適切に施策に反映していくためのスキーム構築も必要である。
- ・目的をもった運動・スポーツ実施のために、長官考案のセルフチェックの周知・啓発の更なる実施が必要である。
- ・スポーツと健康の関係やスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上等について、エビデンスや医・科学の知見の活用に向けて調査研究に取り組んでいるものの、その活用や普及・促進、国民への周知啓発において、更なる取組が必要である。
- ・運動・スポーツ習慣化促進事業の自治体における補助事業期間終了後の自主財源による取組継続率の向上と他自治体への横展開の促進が必要である。

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

今後の施策実施の方向性

Sport in Life推進プロジェクト

- ・スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで、人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大を目指し、表彰・認定に関する更なる情報発信や取組モデルの創出・普及を行い、コンソーシアム加盟団体及びエールカンパニー認定団体の増加に取組む。
- ・加盟団体等の実態(地域差・業態格差・団体格差)を把握した上で、エールカンパニー認定等における企業のメリットやポジティブな影響の明確化を行い、認知度を高めていく。
- ・自治体の負担感にも留意をした上で、自治体におけるスポーツ実施等に関する調査項目のひな型をスポーツ庁が示し、活用してもらうことで横断的なデータ収集と分析ができるようにすることが必要である。
- ・施策間で相乗効果が発揮されるような、庁内における連携方策について検討を行っていく。

調査研究事業

- ・スポーツ医・科学の知見の活用や、スポーツによる健康増進等への効果をエビデンスに基づき示すため、大学・研究機関等と連携した調査研究を拡充するとともに、国民への普及に向けた周知啓発に取り組む。
- ・多くの国民がライフパフォーマンスの向上を目指し、自発的に目的に合わせて自身に適した運動・スポーツが実施できるようにするための取り組みを行っていく。
- ・研究成果が施策に適切に反映されるような研究事業の在り方について検討を行っていく。

運動・スポーツ習慣化促進事業

- ・何らかの制限や配慮が必要な方々が、安心・安全かつ効果的に運動・スポーツが実施できる環境整備をはじめ、多様な主体が地域においてスポーツを実施しやすい環境の整備を複数年度にわたって支援することにより、地方公共団体の自走化率の向上を図るとともに、優良事例等の横展開に努める。
- ・身近な地域で安心して安全に運動・スポーツに親しめるよう、地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見える化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成する取組の促進に努める。
- ・施策間で相乗効果が発揮されるような、庁内における連携方策について検討を行っていく。

その他

- ・子育てをしながら働く女性や、運動と健康のどちらにも興味がない無関心層へのアプローチに工夫が必要
- ・子育て女性については、産婦人科医との連携も必要。生後1か月までの産婦人科を受診する際に運動プログラムを提供し、それ以降は子育て支援センター等を経由して地域のスポーツクラブに移行していくような仕組みを作るはどうか。その際、人手不足の解消のため、健康スポーツ以外の部署との横の連携を促すことが必要ではないか
- ・子育て女性がスポーツを行うと鬱になる確率が下がり、不定愁訴に効果的なことのアピールや、小さな子供と一緒に運動ができる場づくりが必要
- ・生活習慣病管理料で運動の処方や療養計画書を策定することになっており、地域の運動資源とつながる機会にすべき
- ・一般的の障害者スポーツの裾野拡大の取組を高齢者や女性といったスポーツが苦手、縁がない人へを巻き込んでいく取組につなげるといった縦割りでない施策の推進ができないか

ロジックモデルについて

- ・国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進に関する指標について、質の点から、スポーツエールカンパニー認定団体数を追加することとする。

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

次期基本計画策定に向けた主な意見

【スポーツの定義について】

- ・学校後に行うダンスや5000歩歩くような家事、腰痛を改善するためのスポーツを含める等、スポーツの定義を時代に合わせて変え、よりスポーツに親しみやすくする工夫も必要ではないか。また、ユネスコの定義でも身体活動が入っているため、スポーツをより広く捉えてもいいのではないか
- ・グローバル化や産業化等が進む中にあって、社会の変化に対応したスポーツの価値を維持・拡大できるようなスポーツ政策が必要であり、その際、Society5.0を見据えた幅広いスポーツの価値をフォローできるようにすべき

【KPIについて】

- ・「20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合」の意味が見出せず今後見直しが必要、一方で、障害者についてこの指標は重要であり、健常者と障害者とで指標を必ずしも一致させる必要はないのではないか
- ・年1回以上のスポーツ実施率を100%に近づけるという指標について、健康に対するエビデンスの整理が必要であり、また、達成の判断基準として、具体的な数値を定められるのであればその方がいいのではないか

【EBPMに関して】

- ・新たな計画の策定やそれを受けた各種施策の実施に当たっては、エビデンスベースで検討を行っていくべき

【各関係省庁、部署との連携について】

- ・今後の施策の検討にあたり、省庁間の類似の認定・表彰制度や調査項目等の効率化を図ることも必要
- ・経済産業省の健康経営の評価指標と擦り合わせるべきではないか

【質の向上について】

- ・スポーツの効果を高めるために質を高めることも重要
- ・質の評価については、このロジックモデルの構造で人と社会に対するインパクトが担保できているか議論していくべき

【その他】

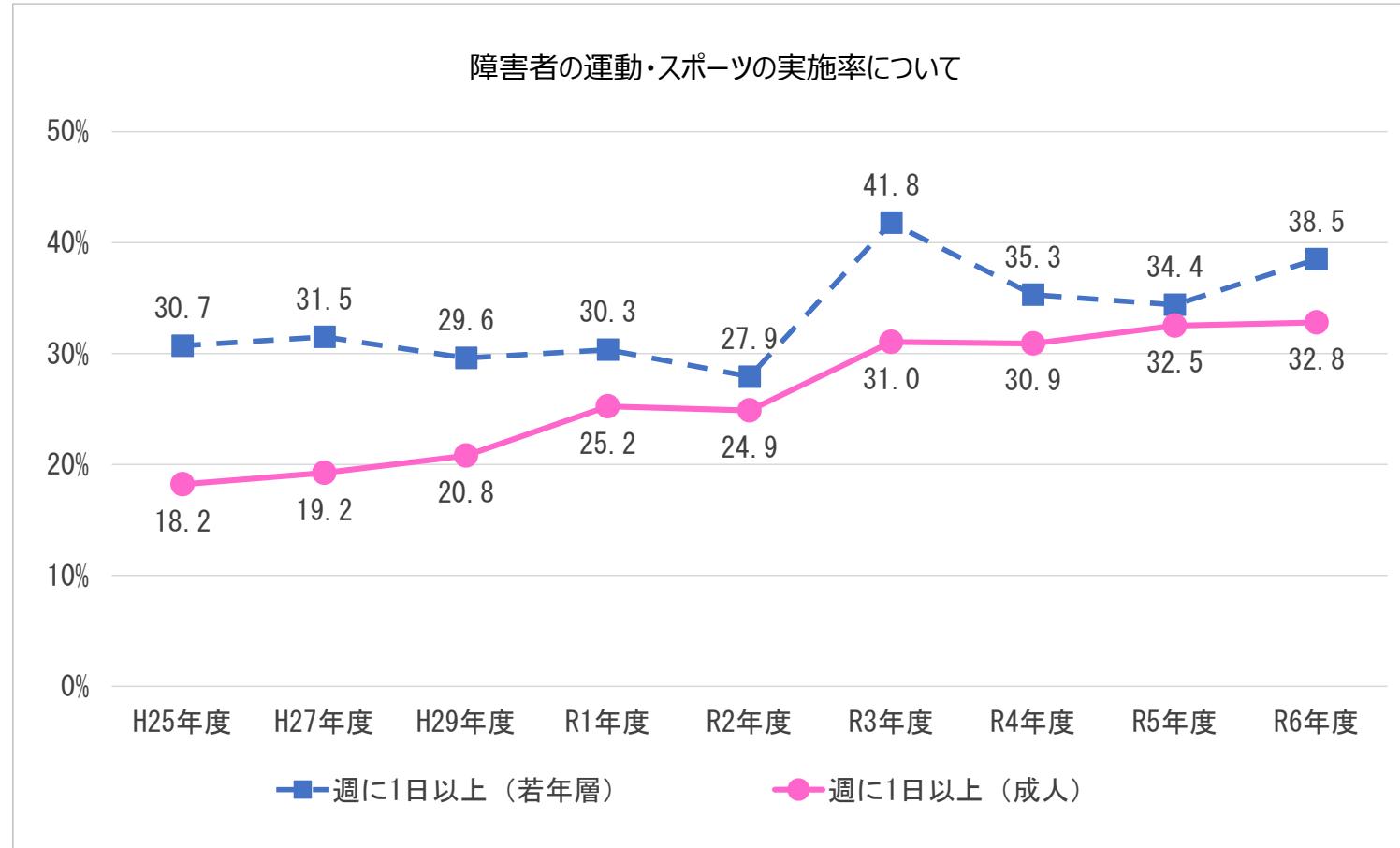
- ・指導者やマネージング人材を近隣の自治体で連携する仕組みがあるといい
- ・少子化が驚異的な勢いで進んでおり、「スポーツ権」の確保とスポーツを通じたwell-beingの追求を真剣に考えるべき
- ・ロジックモデルやKPIの公表にあたり、より国民に伝わるようポイントを絞るといったメッセージの出し方も考えるべき

障害者スポーツの推進（施策8）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	30.9% (若年層は35.3%)	32.5% (若年層は34.4%)	32.8% (若年層は38.5%)	R8 40%程度 (若年層は50%程度)
障害者の年1回以上のスポーツ実施率	54.1% (若年層は64.0%)	57.1% (若年層は64.0%)	56.5% (若年層は67.8%)	R8 70%程度 (若年層は80%程度)
障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.9%	7.1%	7.5%	R8 20%程度

関連グラフ



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
また、若年層については7～19歳のスポーツ実施率となっている。

<出典>「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度～令和2年度まで）、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和3年度から）

障害者スポーツの推進（施策8）

3年間の取組状況

東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリ・パラレガシーを更に継承・発展する観点から、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要があり、以下の取組を実施してきた。

障害者スポーツ実施率向上

- ・障害のある方とない方が身近な場所でスポーツとともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を推進している。
- ・障害児・者のスポーツライフに関する調査研究を行い、阻害要因の把握や、実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する調査を実施している。

障害者スポーツの実施環境整備

- ・障害者スポーツセンターの在り方として、障害者スポーツセンターに期待される機能を4点に整理するとともに、必要な人材や施設・設備、国等による支援の方向性を示した。（令和5年6月14日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング中間まとめ）
- ・障害者スポーツに関わる指導者等の人材の在り方、障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化についてとりまとめた。（令和6年7月25日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング最終報告書）

障害者スポーツ推進体制の整備

- ・障害者スポーツ団体の組織強化に向けた、障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」を構築・運営している。

障害者スポーツの理解促進

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト」にて、障害の有無に関わらず参加可能なスポーツイベント等を支援することで、一般社会における障害者スポーツの理解促進や、障害者スポーツを体験する機会の創出を推進している。

進捗の分析・課題

KPIについて

- ・20歳以上の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は計画時点から増加しており、障害者の年1回以上のスポーツ実施率も同様に計画当初から増加している。
- ・障害者スポーツを体験したことのある者の割合も増加している。
- ・**目標には達していないものの、伸び続けているのは施策の方向性が間違っていない。**

今後の課題について

- ・障害者のスポーツ実施率は依然として一般よりも低くなっている、①障害のある方とない方がともにするスポーツ実施環境づくり、②障害者のスポーツに向けた障壁解消、③障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進、④無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ実施環境の充実が必要である。
- ・スポーツを通じた共生社会を実現するという目標の達成に向けては、スポーツ振興の当事者たる国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれる。
- ・**全てのスポーツ団体において、障害のある方も含めて指導を行うことが可能となるよう、指導者への知識の横展開が必要である。**
- ・**指導者に対して障害自体の教育とパラスポーツの教育をセットで行う必要があり、その際「障害者スポーツの初步的な指導方法ハンドブック」が有効ではないか。**

障害者スポーツの推進（施策8）

今後の施策実施の方向性

①障害者スポーツセンターの在り方

- ・「障害者スポーツセンター」を都道府県単位で1つ以上整備

②障害者スポーツを支える人材の在り方

- ・地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍づくり
- ・障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充

③障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化

- ・他団体との連携の取組の促進
- ・民間企業との連携やさらなる促進
- ・障害者スポーツ団体の基盤強化の促進

④障害者スポーツ推進体制の整備

- ・都道府県において、より効果的に施策を展開するため、様々な部署との連携は重要。既にスポーツ担当部署が障害者スポーツ関連施策も所掌するような一元化した都道府県から成果や課題等を伺い、整理して他の県に示す。
- ・障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」の加盟団体数の増加に取り組む。

⑤障害者スポーツの理解促進

- ・障害の有無に関わらず参加可能なインクルーシブなスポーツイベント等の開催を支援し、参加者の増加や障害者スポーツの理解促進を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める。